

第2章

時代の潮流

● 時代の潮流



1. 新たな食料・農業・農村基本計画

平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法^{※1}に掲げた基本理念を具体化するため、これまで平成12年、平成17年、平成22年の3度にわたり食料・農業・農村基本計画^{※2}が策定されてきました。

今回の改訂では、農業・農村が経済社会の構造変化等に的確に対応し、その存在力を最大限発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取組を進めるための指針として、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成27年3月に閣議決定されました。

今回の基本計画は、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を、車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしています。

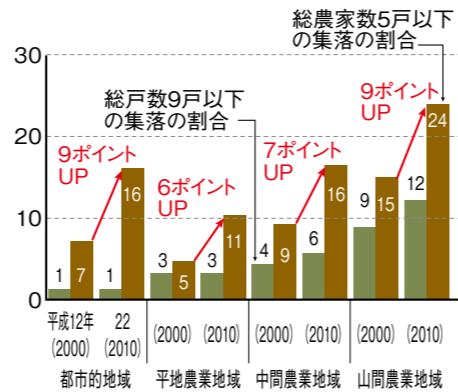
2. 農村における人口の減少

日本の人口は、平成20年をピークに減少傾向にあります。人口集中地区を都市、それ以外を農村として、農村における人口の推移をみると、昭和40年代以降、減少傾向にあり、今後もその傾向は変わらない見通しとなっています。

また、農村では人口減少や高齢化が都市に先駆けて進行し、この10年間（平成22年から10年）の総農家5戸以下の集落の割合が、山間農業地域で9ポイント増加、中間農業地域が7ポイント増加するなど、各地域で小規模集落が増加しています。

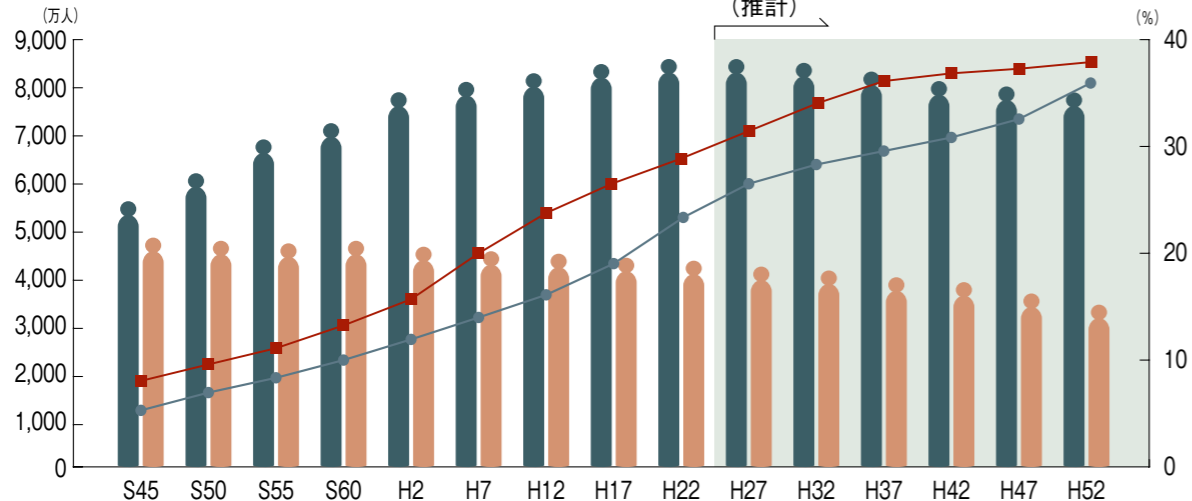
今後は、農村のみならず都市においても高齢化が進行しますが、特に農村においては、これまで地域活動を担っていた高齢者の人口も平成37年より減少に転じる見通しであることから、農地等の資源やコミュニティの維持が困難となることが懸念されます。

■ 小規模集落の割合の推移 (単位: %)



資料: 農林水産省統計部
[2000年、2010年世界農林業センサス] (組替集計)

■ 農村・都市における人口・高齢化の推移と見通し



資料: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を基に農林水産省で推計
注: 1) 国勢調査における人口集中地区を都市、それ以外を農村とした。 2) 高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合

(出展: 平成26年度 食料・農業・農村白書)

3. 全国的に生産基盤が縮小

農業従事者の高齢化によるリタイアや担い手不足などにより、販売農家戸数は平成15年の2,205千戸から平成25年には1,455千戸と約66%に減少しています。

また、販売農家戸数の減少に伴い、耕地面積が平成15年の4,736千haから平成25年には4,537千haと約4%減少し、農業産出額も減少傾向で推移しています。

4. 1戸あたり経営規模は拡大傾向

全国的に農家戸数が減少する中、販売額5千万円以上の大規模経営体が平成22年には9,392戸、農業生産法人が平成24年には12,817法人とともに増加しており、それに伴い、販売農家1戸あたり経営規模も平成12年の1.60haから平成22年には1.96haと23%増加しています。

5. 収益性の悪化

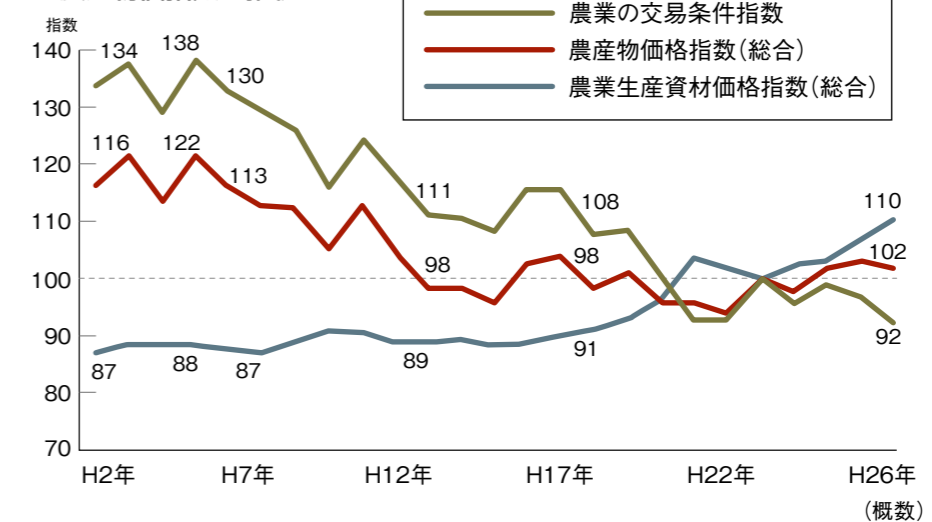
農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化した農業生産資材価格指数は、平成26年は、前年に比べて4ポイント上昇し、110となりました。

一方、農家が販売する個々の農産物の価格を指数化した農産物価格指数は、平成26年においては、102となりました。

このような状況を反映して、農産物と農業生産資材の相対的な関係の変化を示す農業の交易条件指数は、近年低い水準で推移しており、平成26年には、92と前年と比べて5ポイント低下しています。

今後は、収益性を向上させるため、生産コストの低減、高品質・ブランド化による農産物価格の向上等に向けた取組を強化する必要があります。

■ 農産物価格指数の推移



資料: 農林水産省「農産物価格統計」

注: 農業の交易条件指数=農産物価格指数(総合)/農業生産資材価格指数(総合)×100

(出展: 平成26年度 食料・農業・農村白書)

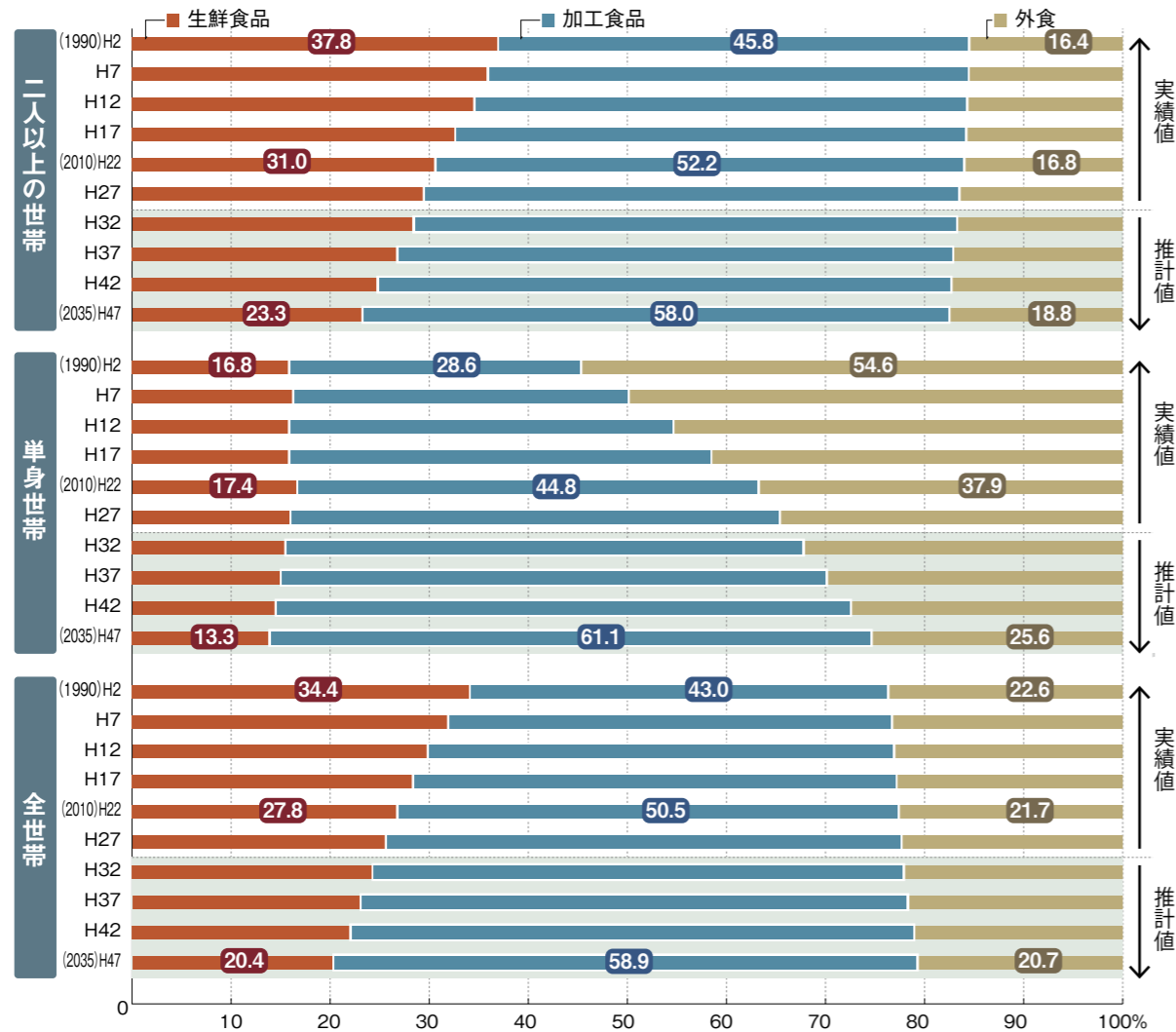
※1 食料・農業・農村基本法 平成11年7月に成立した法律で、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化や国民から農業・農村に寄せられる新たな期待に的確に対応すべく、国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにしたものである。

※2 食料・農業・農村基本計画 食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。

6. 消費者ニーズが多様化

外食及び加工食品、生鮮食品別に食料支出の構成割合を見ると、平成2年には、全世帯において生鮮食品が34.4%、加工食品が43.0%を占めていましたが、平成22年には生鮮食品が20.4%、加工食品が58.9%となるなど、生鮮食品から加工食品への移行が進んでおり、今後とも食の外部化が進展する見込みです。

■ 世帯類型別の食料支出割合の推移



資料：農林水産政策研究所「人口減少局面における食料消費の将来推計」

注：1)平成27(2015)年以降は推計値

2)外食は、一般外食と学校給食の合計。生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。

(出展：平成26年度食料・農業・農村白書)

7. 6次産業化^{※1}等の進展

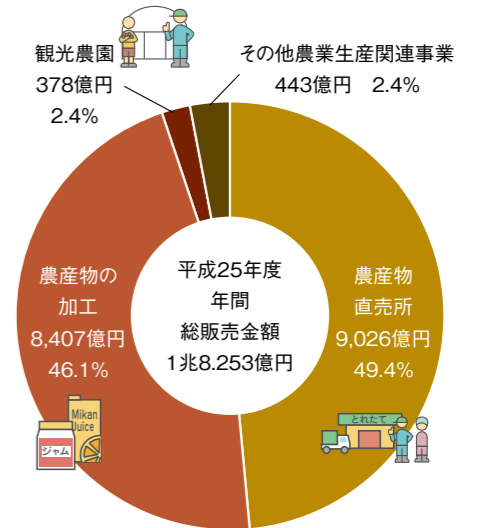
平成23年度の認定開始以降、六次産業化・地産地消費^{※2}に基づく総合化事業計画の認定の認定件数は着実に増加し、平成27年3月末現在の認定件数は2,061件と前年比14%の増となっています。

農産物の加工や直売所、農村レストランなど農業生産関連事業についても、平成25年度の年間総販売金額は、1兆8,253億円と前年比約5%増加しております。

今後も、新分野への積極的なチャレンジを通じた国内外の需要の取り込み等を進め、農業や食品産業の競争力の強化を図っていく必要があります。

※ 農業経営体及び農業団体等による農産物の加工、直売所、レストラン、民泊等の各事業

■ 農業生産関連事業[※]の年間総販売金額



(出展：平成25年度6次産業化総合調査)

8. 世界における日本食の関心の高まりと輸出拡大

世界の人口の増大や各国の経済成長に伴い、今後とも世界の食関連の市場規模は拡大が継続と見込まれております。

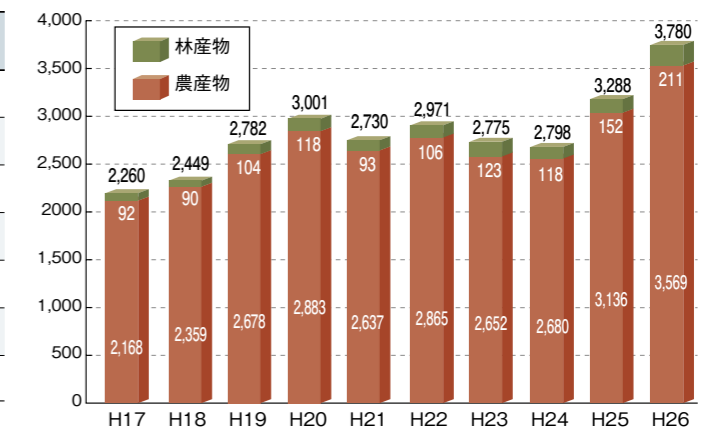
全国の農林産物の輸出額は、和食のユネスコ無形文化遺産登録^{※3}など海外における日本食への高い関心もあり、平成26年は3,781億円と過去最高を記録しております。

今後は、国内の人口が減少していく中、世界における日本食への関心の高まりを活用し、成長する海外の市場を積極的に取り込んでいく必要があります。

■ 世界人口の予測

(百万人)	1950年	1975年	2009年	2013年	2050年
世界全体	2,529	4,061	6,829	7,162	9,551
アフリカ	227	419	1,010	1,111	2,393
アジア	1,403	2,379	4,121	4,299	5,164
ヨーロッパ	547	676	732	742	709
南アメリカ	167	323	582	407	505
北アメリカ	172	242	348	565	723
オセアニア	13	21	35	38	57

■ 農林産物の輸出額の推移

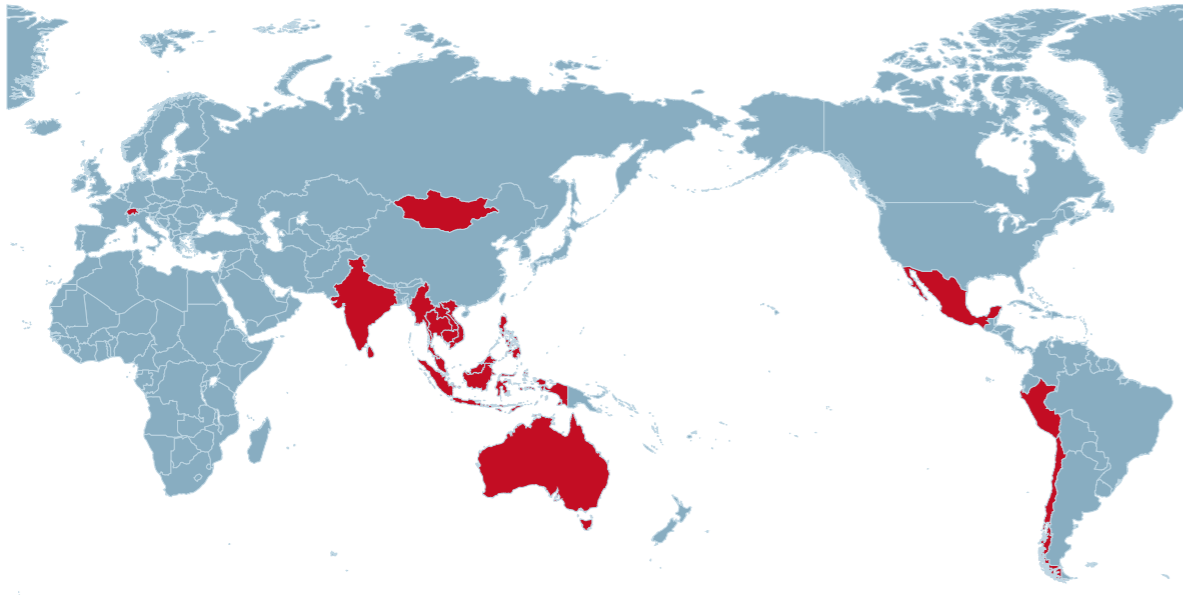


※1 6次産業化 1次産業としての農林漁業と、2次産業、3次産業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
 ※2 六次産業化・地産地消費 (1) 農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」に関する施策 (2) 地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消費」に関する施策を総合的に推進し、農林漁業の振興等に向けた法律(平成22年12月3日公布)。
 ※3 ユネスコ無形文化遺産 ユネスコの「無形文化遺産保護条約」において、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化で、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっている「無形文化遺産」を保護し、相互に尊重する機運を高めるための登録制度のこと。

9. グローバル化の進展

WTOドーハ・ラウンド交渉^{※1}が不透明な中、世界的にEPA・FTA^{※2}が拡大を続けており、我が国では、平成27年6月現在で15の国・地域とEPAを締結・署名しています。環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定^{※3}においては、平成27年10月5日に12カ国で大筋合意に至りました。

平成26年6月に改訂された「日本再興戦略」では、「2018年までにFTA比率70%を目指す」とされており、今後、経済連携に向けた動きも更に進展していくものと考えられます。



※赤色は締結・署名済みの国・地域

締結・署名済の国・地域	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN ^{※4} 、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
交渉中の国・地域 (中断・延期含む)	カナダ、コロンビア、日中韓FTA、EU、RCEP、トルコ、AJCEP、GCC・FTA、韓国

資料：外務省資料より抜粋 (2015年6月現在)

※1 WTOドーハ・ラウンド交渉 平成20年7月21日～29日、スイス・ジュネーブの世界貿易機関 (WTO) 本部において、全加盟国153カ国の参加の下、農産品及び鉱工業品他の関税率削減の方式などの合意を目的とした閣僚会合。

※2 EPA・FTA FTA (Free Trade Agreement、自由貿易協定) は、ある国や地域との間で、関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定のこと。日本は、FTAを基礎としながら、これに加え、投資の促進、知的財産や競争政策等の分野での制度の調和、様々な分野での協力などのより幅広い分野を対象として、経済上の連携を強化することを目的とした協定を推進しており、このような協定をEPA (Economic Partnership Agreement、経済連携協定) と呼んでいる。

※3 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 Trans-Pacific Partnership アジア太平洋地域において、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

※4 ASEAN Association of South-East Asian nations 東南アジア諸国連合。東南アジア10ヶ国の地域協力機構。

第3章

基本方針

- 基本理念及び基本目標
- 本県が目指す農林業・農山村の姿

